

子どもを観察すること

文教大学教育学部特別支援教育専修
教授 成田 奈緒子



小児科医として、また親子支援事業「子育て科学アクシス」主宰として、たくさんの親子に接してきました。最近特に気になるのが、「子どもを観ていない親」の存在です。

小学生の子どもが「ある日突然」布団から出られなくなって不登校になった、ということでご相談にいらした親御さんがいました。それまでは活発に遊び、学校も楽しく元気に行き、休んだことがなかった子どもなんです、ということです。よく話を聞いてみると、平日は学校だけではなく、塾やスイミング教室など複数の習い事に休まず通っていたそうです。それだけではなく、休日は「子どもに経験を積ませよう」という家庭の方針で遊園地や動物園など必ず家族で出かけていたそうです。「いつも楽しそうにしていたし、疲れたと言っていたこともありませんでした」と親御さんは言います。

でも、後日子ども本人と二人だけで話をすると、「本当は毎日疲れてつらかった」と泣きました。「お父さんやお母さんが良かれと思って言っていることを断ることはできなかったけど、本当は、習い事も、休みの日のお出かけも全然行きたくなかった。学校でも友達とうまくやるのにすごく神経を使って、本当に毎日しんどかった」と言いました。「ある日突然」起こった不登校ではなかったのです。悪気はないし、子どものためにと親御さんなりに努力していたのだと思います。でも、結果から言えば、「全く子どもを観ていない親」ということになります。

子育てで一番大切なことは、子どもをじっくり観察することです。小児科医が幼児のお母さんに外来で必ず聞くのが「お子さんの機嫌はどうですか？」です。毎日接している親にしかわからない、顔色や食欲、機嫌などの変化の情報は、何よりも診断の根拠になります。でも近年、その「親ならではの観察力」が低下しているような気がしてなりません。親御さんはスマホに次々映し出される情報に気を取られて、子ども自身を見つめる時間が少なくなっています。

健康状態を観察することも大切ですが、子ども自身の特性を観察で見極めることも大事です。例えば生まれて初めて海に行ったときに、自分の子どもはどんな行動をとるのかを、大人は声掛けしないでじっと見守ってほしいのです。いきなり波打ち際まで走って行って水の感触を楽しむ子もいれば、砂に絵を描きだす子、しゃがんで小さな貝殻を拾い上げる子、岩場の力二を見つめる子……。たとえ兄弟間でも個々に全く違う反応や行動を見せるはずです。中には、あまりの大きさに驚いてすくんで泣き出す子もいるでしょう。そういう子どもには、「海は楽しいところだよ、一緒に泳ごう」と「親の常識」や「他の子の普通」を押し付けないでほしいです。「大きすぎて怖いねえ。じゃあ今日は遠くから見るだけにしようか」と笑顔で伝えてほしいのです。たとえその日、一歩も波打ち際に近づかずに終わったとしても、「海を怖いと思っている自分を親は認めてくれているんだ」と確信できれば、子どもにとって初めての海体験は恐怖ではなく安心に変わります。周りの大人がよく観察して子どもの個性を丸ごと理解し認めれば、その後大きくなったときに、不安が起こっても「大丈夫」と自分で考える心を育てることができます。

親御さんと接する機会が多い支援者の皆さんには、このことをぜひ現場で繰り返し伝えてほしいと思います。



プロフィール

成田奈緒子（なりた・なおこ）

小児科医、医学博士・公認心理師。神戸大学卒業後、米国セントルイスワシントン大学医学部、獨協医科大学、筑波大学基礎医学系で、分子生物学・発生学・解剖学・脳科学の研究を行う。2005年より文教大学教育学部特別支援教育専修准教授、2009年より同教授。2014年より発達障害、不登校、引きこもりなど、さまざまな不安や悩みを抱える親子・当事者の支援事業「子育て科学アクシス」主宰。『高学歴親という病』（講談社）『その「一言」が子どもの脳をダメにする』（上岡勇二氏と共著・SBクリエイティブ）など著書多数。

Contro vento, Con vento! (風に向かって、風とともに!)

～認定こども園委員長 就任のご挨拶～

認定こども園委員会
委員長 徳本 達之

このたび、全日本私立幼稚園連合会「認定こども園委員会」の委員長を拝命いたしました。浅学非才ではございますが、先生方のご指導を賜りながら、加盟園の教育・保育の一層の充実と発展に向け、誠心誠意努めてまいります。

平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が始まり、10年が経過しました。しかしながら、幼稚園・認定こども園を取り巻く環境には、なお多くの課題が山積しています。

◆ 急激な出生数の減少

2024年の出生数は前年比5.7%減の68万6061人と、統計開始以来初めて70万人を割り込みました。これは国の想定より14年も早い減少です。特に地方では減少幅が著しく、壊滅的な状況にある地域も見受けられます。大都市圏でも減少傾向が顕著となり、私学助成園にとって安定的な運営が困難な地域が増えています。

◆ 深刻な人財不足

少子高齢化による生産年齢人口の減少により、全産業で人手不足が深刻化しています。地方では若年層の流出もあり、採用母集団自体が縮小。加えて、保護者対応の難しさや、園内事故、不適切保育への世間の厳しい目も相まって、保育職のイメージが悪化しています。その結果、若手の早期離職が増え、残された職員への負担が増すという負のスパイラルに陥っています。

◆ 人件費・諸物価高騰による収支の悪化

人材確保・定着に向けた処遇改善や最低賃金の上昇により、人件費は急上昇しています。光熱費をは

じめとする諸物価の高騰も重なり、園の支出は増大。経常費助成の単価上昇は限定的であり、新制度における公定価格でも人件費分を除いた額の増加は不十分で、収支を逼迫しています。

◆ 公定価格制度の複雑さと不均衡

認定こども園の公定価格は、基本分単価に加え多くの加算・減算項目が存在し、非常に複雑・難解な制度となっています。物価・人件費上昇に見合った基本単価の抜本的な引き上げが必要であるほか、都市圏と人口減少地域との格差是正や、地域区分の見直しも急務です。これら以外にも課題は多く、所管庁との緊密な連携や加盟園へのタイムリーな情報共有が求められています。

◆ その他の制度上の課題

- ・幼稚園教諭免許の種別に応じた処遇改善および加算の整備
- ・給食費に関する保護者負担の軽減と、給食経費への公定価格拡充
- ・煩雑な事務手続きの簡素化および事務費加算の見直し
- ・こども誰でも通園制度に関する諸課題

上記以外にも、課題は多岐にわたり、早急な対応が求められています。

巻頭言は、大平正芳氏が首相就任時の心持ちをこの語で表したと言われるものです。私立幼稚園に吹く風を見極めつつ、時に屈強に、時にしなやかに委員会活動を行うことをお誓いし、委員長就任のご挨拶とさせていただきます。

(全日本私立幼稚園連合会事務局長・伊豆島 明)

第1章 総則

《名称》

第1条 この法人は、一般社団法人全日本私立幼稚園連合会（略称「全日私幼連」）という。

《事務所》

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目2番25号私学会館内におく。

第2章 目的及び事業

《目的》

第3条 この法人は、都道府県私立幼稚園等団体相互の提携協力によって、私立幼稚園及び私立の認定こども園（以下、これを「私立幼稚園等」と呼ぶ。）の自主性と公共性を発揮し、乳幼児教育・保育の振興を図ることを目的とする。

《事業》

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）乳幼児教育・保育に関する調査研究
- （2）私立幼稚園等の管理運営に関する調査研究
- （3）私立幼稚園等の充実振興のための渉外活動
- （4）私立幼稚園等教職員の資質向上及び福利厚生
- （5）そのほか目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

《入社》

第5条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、この法人の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

《会費等》

第6条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

《退社》

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

《除名》

第8条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、別に定める手続きにより懲戒することができる。

《社員の資格喪失》

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

第4章 社員総会

《構成》

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

《権限》

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

《開催》

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

《招集》

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総社員の10分の1以上の社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

《議長》

第14条 社員総会の議長は、理事の中から理事会において定める。

《議決権》

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1票とする。

《決議》

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

《議事録》

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

《役員の設置》

第18条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上53名以内
- (2) 監事 1名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長とし、5名を副会長とする。

3 この法人の会長を一般法人法上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち、副会長を一般法人法上の業務執行理事とする。

《役員の選任》

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は職員を兼ねることができない。

4 監事のうち1名は、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の理事又は職員であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者でなければならない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族（その他当該理事と政令で定め特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

《理事の職務及び権限》

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 会長、副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

《監事の職務及び権限》

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

《役員の任期》

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長の重任は3回までとする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

《役員の解任》

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

《報酬等》

第24条 理事及び監事に対して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第6章 理事会

《構成》

第25条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

《権限》

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の重要な業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定又は解職

《招集》

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

《議長》

第28条 理事会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

《決議》

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条（理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事〔当該事項について議決に加わることができるものに限る。〕の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき〔監事が当該提案について異議を述べたときを除く。〕は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす）の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

《報告の省略》

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

《議事録》

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

《事業年度》

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

《事業計画及び収支予算》

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

《事業報告及び決算》

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

《剰余金》

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

《定款の変更》

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

《解散》

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

《残余財産の帰属》

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

《事務局》

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に、職員若干名をおく。
- 3 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

第10章 公告の方法

《公告の方法》

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 1 章 補則

《細則》

第 4 1 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次の通りとする。

設立時業務執行理事 ●● ●● ●● ●● ●● ●● ●● ●●
設立時代表理事 ●● ●●
設立時監事 ●● ●●

3 この法人の設立時の社員は、次の通りとする。

設立時社員

- 1 東京都●●●●●●●●
●● ●●
2 東京都●●●●●●●●
●● ●●
3 東京都●●●●●●●●
●● ●●
4 東京都●●●●●●●●
●● ●●
5 東京都●●●●●●●●
●● ●●

以上、一般社団法人全日本私立幼稚園連合会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和●年●月●日

設立時社員	●● ●●	⑩
同	●● ●●	⑩
同	●● ●●	⑩
同	●● ●●	⑩

Q 1 全日本私立幼稚園連合会は、なぜ法人化を目指すのですか

A 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という）では、横領事件を起こしてしまいました。不祥事を起こしてしまった理由は、限られた人間に権限が集中し、情報共有並びに相互監視体制が取れていなかったこと、限られた人間で情報・会計のほぼ全てを管理（外部委託・公認会計士の監査が行われていなかった）していたことなどが挙げられます。

その後、全日私幼連では組織改革（ガバナンス強化）に着手し、監事に大久保和孝公認会計士にご就任いただき、大久保公認会計士のご指導の下、会計の適時化並びに透明化（顧問税理士の招聘）、再発防止策（クラウド会計の導入）等に着手すると共に、会則・会則施行細則並びに全ての規程類の精査・見直しを行いました。これにより、会計面・運営面の透明化を図ることができ、組織のルール（仕組み）を整備し、適切な組織行動を取ることができるようになりました。

以上のことから、全日私幼連の内部統制が整ったことを受け、次に全日私幼連は加盟園、保護者、社会に対して失った信用を取り戻さなければなりません。法人化することによって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）や定款に定められた明確なルールに従って運営を行うことが求められるため、より適正なガバナンスの確保を図ることができるようになります。

よって、法人化は一般法人法に準じた活動となりますので全日私幼連に対する対外的な信用が高まることになります。全日私幼連は、新たな組織体制に変わり『一歩ずつ前に着実に進んでいく』ということを対外的に示すために法人化を目指します。

Q 2 社団法人、財団法人どちらの法人格を取得する予定ですか

A 2 社団法人を目指します。社団法人とは、一定の目的のもとに結合した「人」から成り立ち、団体として組織や意思などをもって、ひとつの社会的存在として活動する組織（営利目的ではない法人）を指します。一方、財団法人は、一定の目的のもとに「財産」の集まりであって、公益を目的として管理運営されている組織（財産の運用を目的とした法人）のことを指します。

よって、全日私幼連の活動を鑑み、現状の組織体制を維持しながら法人化を進めるためには「社団法人」が最適と判断し、一般社団法人を目指すことになりました。

Q 3 なぜ、公益社団法人ではなく一般社団法人を目指すのですか

A 3 任意団体から公益社団法人へ直接移行することは認められていません。まずは、一般社団法人を設立してから公益認定の申請を行うことになります。現状、全日私幼連は公益社団法人に移行する予定はありません。

全日私幼連の活動内容は、一般社団法人化しても一般法人法で制約されるような事業がないことは確認できましたが、公益社団法人化した場合には、検討しなければいけない事業があります。具体的には、振興活動（政治活動）になります。公益社団法人化し、その法人自体が振興活動を行うことは許されていません。別組織として政治団体を新たに設立しなくてはいけなくなります。

以上のことから、全日私幼連は現状の組織体制を維持しながら活動していくため一般社団法人として活動していくことを目指すこととなりました。

Q 4 社団法人化に伴う組織構造に関する基本的な専門用語（法律）を教えてください

A 4 【社団法人化に伴う組織構造に関する基本的な専門用語（法律）】

社 員：社員総会で議決権を行使する人

社員総会：社団法人の最高意思決定機関

理 事：定款や総会の決議に従って法人業務を執行する人（会社の場合「取締役」に準ずる）

代表理事：「代表権」と「業務執行権」を持つ理事（会社の場合「代表取締役」に準ずる）

監 事：理事を監査する立場の人

理 事 会：実務的な業務執行を決定する機関

Q 5 一般社団法人の中でもいくつか種類はあるのでしょうか

A 5 法人税法上の取り扱いにより、非営利型法人（収益事業から生じた所得（収入）が課税対象）と非営利型法人以外の法人（全ての所得が課税対象）に分けられます。非営利型法人は、会費、寄付金といった営利目的ではない収入は課税されず、物販等の収益事業から生じた収入に対して課税されます。

Q 6 全日私幼連は、非営利型法人又は非営利型法人以外の法人のどちらを選ぶ予定ですか

A 6 全日私幼連は、非営利型法人を目指します。参考までに、任意団体の法人税法上の位置付けとしては、非営利型法人になりますが、定款に余剰金を分配しないといった内容を明記しているのであれば特定の事業は公益法人同様に非課税となります。

Q 7 現在、日本ではどれくらいの数が一般社団法人として活動しているのですか

A 7 現在、一般社団法人の数は、約80,000法人あるといわれています。NPO法人は、約5,000法人。一般社団法人を選択する団体が多い理由は、行政の制約を受けずに自由に活動できるからです。なお、約8,000法人の一般社団法人は、多くは非営利型法人で活動されています。

Q 8 一般社団法人の非営利型法人になるための条件を教えてください

A 8 これまでのQ&Aで多くの一般社団法人は、非営利型法人であることがご理解いただけたかと思います。以下の通りに条件を記載しますのでご一読ください。

＜条件＞

- ①剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
- ③上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

＜ポイント＞

原則として、同族経営を排除するという考えがある。三親等以内の親族が役員（理事）の三分の一を超えてはならない。構成員に対して剰余金の分配を禁止していること。法人が解散した際には、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていることが求められる。

Q 9 一般社団法人の法人税法上の取り扱いについて教えてください

A 9 非営利型法人とするかどうかは税務署で判断されます。法人設立後に税務署へ法人の申請書類（定款等）を提出して判断を受けることになります。気を付けるべき点として、非営利型法人の解散時には、これまで免除されていた税金を当該年度遡って支払わなければならない義務が出てまいりますので、永続的に運営していくことを念頭においた方が良いということになります。

Q10 非営利型法人の非課税要件にあがっていた、剰余金の分配を行わないということは、必ず繰り越さないといけないうことでしょうか。また、専従者に対する給与を必要経費として捉え、剰余金があるから給与額を引き上げることは可能なのか教えてください

A10 使い切らないといけないうルールはありませんが、剰余金があれば繰り越して問題ないという理解になります。ただし、剰余金を給与・報酬にあてる場合、分配に該当することを指摘されかねない状況もあるため注意が必要です。役員報酬を例に挙げると、報酬額を決められる立場にある人が、剰余金により報酬額をあげる行為は「分配」に該当します。必要に応じて給与水準を上げることは必要経費に認められますが、いずれも給与・報酬関連は分配行為と誤認されやすいため気をつけなければなりません。

Q11 法人化した後、年度の会計は監督官庁（国や行政）に報告する必要がありますか

A11 監督官庁への報告は不要です。税務当局のみになります。ただし、例外として、平成20年の法律改正時に、社団法人から一般社団法人に移行した団体の場合、余剰金を使い切ることを条件に、公益目的支出計画を立てて監督官庁に報告書を提出しているケースもあります。一方で、法律改正後に設立した一般社団法人に対する規制は一切ないため、監督官庁へ報告する義務はありません。

Q12 公益目的支出計画とはなんですか
また、任意団体から一般社団法人に移行した場合にも公益目的支出計画は行わなければいけませんか

A12 公益目的支出計画とは、特例民法法人（旧民法34法人である社団・財団法人）が新公益法人制度（平成20年12月1日 施行）において、一般社団・一般財団法人に移行した際、移行時に保有する純資産額（正味財産額）を基礎として算定した額（公益目的財産額）がある場合に当該公益目的財産額に相当する金額を、計画的に公益の目的に支出するための計画を公益目的支出計画といいます。
また、全日私幼連のような任意団体から一般社団法人に移行した場合は、公益目的支出計画を作成する必要ありません。元々、社団法人が一般ないしは公益に移行した際に社団法人の時代に何年に渡って貯めた資産に対して、公益目的に資する支出を何年間に渡って行わなければいけないので公益目的支出計画（移行認可に必要な項目）が存在しているのです。

令和7年度 全日本私立幼稚園連合会 法人化に向けたロードマップ

2025/4/23改訂版

令和7年2月開催の常任理事会、令和7年3月開催の団体長会・理事会合同会議において法人化案が承認され、令和7年5月開催の定時総会に向けて定款の整備を進めることとなった。令和7年5月の定時総会では、令和8年度に一般社団法人全日本私立幼稚園連合会として活動することをご承認いただいた後、法人化設立準備室（仮称）を立ち上げ、法人登記に向けて引き続き協議を進めていく。

		R7.4月23日	R7.5月8日	R7.5月28日	R7.7月	R7.11月	R7.12月	R8.2月	R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.5月	
諸会議の運営		常任理事会	団体長会・理事会合同会議	定時総会	法人化 設立準備室	常任理事会	団体長会・理事会合同会議	常任理事会	団体長会・理事会合同会議	常任理事会	団体長会・理事会合同会議	定時総会 理事会	
議題		審議	審議	承認	発足	協議	協議	審議	審議	承認	承認	法人化	
法人化	機関設計										改選期	決算理事会	
	定款作成	①目的 ②名称 ③事務局の所在地 ④設立時社員の氏名又は名称及び住所 ⑤社員の資格の得喪に関する規定 ⑥公告方法 ⑦事業年度									総会：理事候補者を審議→開催時期検討 理事会：新理事で理事会		
	定款認証							発起人が公証人役場へ申請 定款認証から法人設立まで期間の制限はなし（半年前や一年前に認証した定款でも可能）					
	設立登記										設立時役員の選任	新理事発足後2週間以内に登記手続き	
組織改革	人事	選出方法の見直し（令和8年度改選期を踏まえて） ・会長・副会長・専務理事・常任理事・理事/評議員・地区長・委員会委員等											
	規程	・定款細則や定款以外の規則・規程 ・旅費規程・慶弔規程・総会議事規則・永年勤続表彰推薦規定・謝金規程											
	機構との関係性	・システムに対する各団体の棲み分け											

●主な検討内容

- ・法人化に必要な手続き、定款等の整備
- ・組織改革案（人事選出方法の再検討、規程の見直し、機構との関係性）

※必要に応じて、定款作成依頼先の白井公認会計士や法人化アドバイザーの辻田社労士をお招きし指導を仰ぐ。

「公定価格の重要加算項目について」

認定こども園委員会
専門員 山中 真介

今回の認定こども園通信は、認定こども園の運営費全般となる、公定価格に含まれる加算について、特に取得しておくべき加算についてお話いたします。

まず、公定価格については、大きく分けて3つのベースから構成されています。また、3つのベースの中でも細かい項目に分けられ複雑な要素から成り立っています。令和7年度は、令和6年単価表より若干変わっています。定員区分が5人刻みとなっていることや**処遇改善等加算が一本化された後、区分1、2、3への分離、そして区分1、2の加算率(a,b,c)となっています。**

本文中の加算率は、基礎分(a)・賃金改善要件分(b)については各園で異なりますが**基本的に昨年度と代わることはありません。**単価表(c)については、こども家庭庁公表の単価表(c)をご参照ください。

基本項目として

I. 地域区分

各園の所在地により区分率が違います。20%～区分率なしまで8段階に分けられている。都会ほど区分率が高く、地方ほど低い設定でとなっています。

子ども・子育て支援新制度が始まる以前より課題が多く、昨年8月に新しく地域区分が出されたが混乱が生じたため現在は据え置きとされています。

II. 基本分単価

定員区分、認定区分、年齢区分により構成されている。それぞれの利用定員設定、認定区分により大きく収入が変わってくる。利用数が多いと収入が増えるといった単純なものではなく、認定区分単価や加算率など計算し各園の収入が決定されます。

III. 基本加算部分

公定価格の加算部分については、項目が非常に多く、該当しない項目もあるが約30の加算項目がある。その中でも人件費に関わる加算項目は単価が高く、給付費(運営費)に大きく影響を及ぼします。

今回は、数ある加算項目から特に単価の高い項目と計算方法をご紹介します。

1. チーム保育加算

必要保育教諭等を超えて保育教諭等を配置している施設に加算する項目です。

3歳以上の利用定員区分ごとの上限人数が決まっている。(令和7年単価表)

例) 3/100 地域 1・2号 合計115人の場合 処遇改善等加算I 基礎分(a)12%と(b)賃金改善要件分7%
(c)単価表記載2.7の場合 $(12\% + 7\% + 2.7 = 21.7)$ 加配人数2人

$(4,100 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) + (40 \times 21.7 \times 2 \text{ 人})$
(単価表参照) $\times 115 \text{ 人} = 1,142,640 \text{ 円} / \text{月}$

例) 1・2号 155人の場合 加配人数3人となる
処遇加算I (a)12%と(b)7% (C)3.6 加配人数3人
 $(2,730 \times 3 \text{ 人}) + (20 \times 22.6 \times 3 \text{ 人})$

$\times 155 \text{ 人} = 1,479,630 \text{ 円} / \text{月}$

利用定員(1号と2号の合計)	加配上限
45人以下	1人
46人異常150人以下	2人
151人以上240人以下	3人
241人以上270人以下	3.5人
271人以上300人以下	5人
301人以上450人以下	6人
451人以上	8人

クラスや園のみんなで楽しめる

アプリがチャイルドブックから登場!



ダウンロード無料



いっしょによむぞう サブスクリプション料金

特別価格 1アカウント/月額プラン 5,500円(税込)
※チャイルドブック担当営業員を介して 1アカウント/年額プラン 55,000円(税込)
ご購入いただいた場合の価格です。

初回会員登録限定 30日間無料体験実施中! 対応OS iPad OS 14以降 Android 5.0以降

会員登録した日から30日間無料ですべての機能をご利用いただけます。ぜひ、この機会をお持ちの端末でお試ください。

iPadは
こちらから



Androidは
こちらから



〒112-8512 東京都文京区小石川 5-24-21
TEL 営業 03-3813-2141 編集 03-3813-3785

チャイルド本社

毎月 100 万円超（年間 1,000 万円超）加算が入ってくるので優先順位が高い必須項目である。
できることなら加配上限人数は確保したいところです。

- ① 基本配置を満たしたうえで、余裕職員が 1 人で加配上限取れないのであれば、チーム保育加算か学級編制調整加配加算かを計算し判断する必要があります。
- ② 余裕職員いる場合は、計算の上①のどちらか一方を取得。そのうえで余裕があれば講師配置加算に充てます。

2. 学級編制調整加算（1 号 2 号利用定員合計 36 人以上 300 人以下対象）

幼稚園成り立ちの認定こども園ならば学級編成は以前から行っているのでは問題ないかと思います。

対象は 1・2 号合計であるが、計算では 1 号の定員で計算します。

例) 3/100 地域 1 号利用定員 100 人 処遇改善加算 I (a) + (b) 19% (c) 3.0) 1 号の定員で見る

1 号 100 人：(4,690 円 + 40 × 21) × 100 人 = 553,000 円 / 月

120 人：(4,100 円 + 40 × 21) × 120 人 = 592,800 円 / 月

150 人：(3,280 円 + 30 × 21) × 150 人 = 586,500 円 / 月

毎月 50 万円超の加算が取れるので必須項目です。

できることなら学級編成加算とチーム保育加算上限人数は必ず抑える項目です。

3. 講師配置加算

幼稚園、認定こども園 1 号対象

- ① 幼稚園教諭免許状が必要
- ② 1 号認定利用が 35 人以下または 121 人以上の施設
- ③ 非常勤であること（自治体によっては常勤でも可）

例) 3/100 地域 処遇改善加算 I (a) + (b) 19% + (C) 9.0 (令和 7 年単価表)

1 号利用定員 15 人 (6,010 円 + 60 × 28) × 15 人 = 115,350 円 / 月

// 130 人 (660 円 + 6 × 28) × 130 人 = 107,640 円 / 月

// 150 人 (600 円 + 6 × 28) × 150 人 = 115,200 円 / 月

非常勤講師の人件費や管理費が算定に盛り込まれています。

4. 副園長・教頭配置加算

例) 3/100 地域 100 人定員 処遇改善等加算 (a) + (b) 19% (令和 7 年単価表)

100 人 (750 円 + 7 × 19) × 100 = 88,300 / 月

120 人 (660 円 + 6 × 19) × 120 = 92,880 / 月

150 人 (520 円 + 5 × 19) × 150 = 92,250 / 月

副園長加算については、難しい要件はなく、毎月 10 万円弱の加算が入るので是非とも取っておきたい項目です。

まとめ

上記の事から、単価の高い加算項目は必ず取っておく事が安定した運営に繋がることはご理解いただけたことと思います。実際に計算をしたいが計算方法が理解しがたく、言われるままに**加算を当てはめ**、給付費として振り込まれているのが実情かと思います。

しかし、限られた教職員をどの加算項目に当てはめるか？その判断で給付額が変わってしまう難解な構造となっています。

どの加算項目を優先とするかは、計算をおこなってご判断いただければと思います。

この解説が皆様のお役に立てていただければ幸いです。



遊具：HOUSE

未来は、あそびの中に。

偉大なる発明も、世界を変えた公式も、

あそびから生まれた。

あそびは、すべての創造の源です。

あそぶ力を伸ばすことは、未来を切り拓くこと。

創造力をのばす。共感力をはぐくむ。ルールをまなぶ。

あそびから、こどもは無限の力を羽ばたかせていく。

あそびの環境に、あざやかな驚きを。

私たちは、未来をつくる仕事です。



JAKUETS



令和7年1月号より、学習院大学文学部教育学科の秋田喜代美教授による年間連載を開始いたします。「国際的な保育幼児教育の動向」について、SDGsや保育の専門性などにも触れながらの連載となります。乳幼児教育に長年携わっている秋田先生の連載より、幼児教育への理解を深める機会にさせていただきますと幸いです。

OECD ティーachingコンパスに見る これからの教師の役割と資質能力(1)

学習院大学

文学部教育学科教授 秋田喜代美

1. 学びの羅針盤（ラーニングコンパス）とティーチングコンパス

2030年の教育の在り方を考え、OECD ラーニングコンパス（学びの羅針盤）が提示され、これからのカリキュラム変革の在り方が紹介され、子どもの主体性（エージェンシー）、共同エージェンシー（コ・エージェンシー）やウェルビーイングという言葉が、幼児教育の中でも広く言われるようになっていきます。この度、2025年6月に、このカリキュラム変革の担い手としての「教師の在り方の再構築」として、ティーチングコンパスが出されました。この基本的な概念について、2回にわたって紹介しながら、幼児教育における教師の役割について考えていきたいと思います。

2. ティーチングコンパスヴィジュアル

下の図1を見てください。これがティーチングコンパスの全体像です。

学びの羅針盤をもって、未来を創る子どもたちを導き支えるこれからの教師の姿を表現した全体像です。そこでは、錨（ANCHOR）が中心になっています。

この部分に、まず注目してみたいと思います。子どもたちの学びやウェルビーイングを増進させ、目的志向、未来志向の教師の専門的なアイデンティティとは、子どもが時に自由にしていると流されていきそうになる時に、しっかりと錨を下ろして、子どもが迷ったりしないようにするということで、

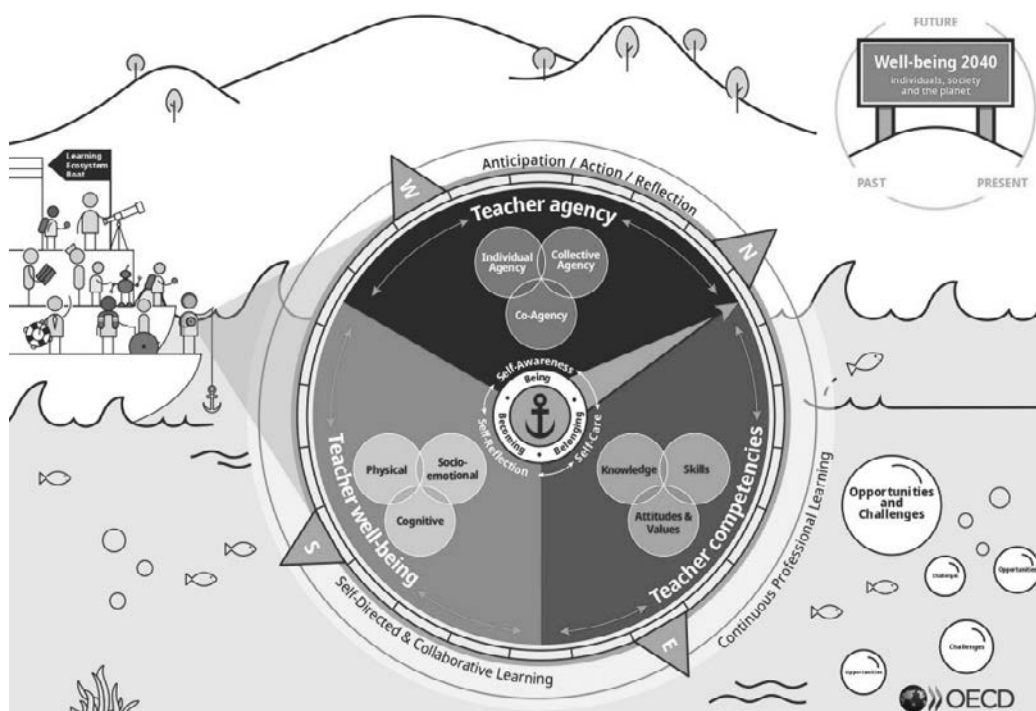


図1 ティーチングコンパスの図

錨が中心に描かれています。そして、子どもと共に、教師自身がチームとなって、皆で子どもを育てていく「教師の主体性（エージェンシー）」と「教師の協働（コラボレーション）」、「教師のウェルビーイング」の循環がこのティーチングコンパスの大きな円を構成する3要素となっています。専門家としての教師の主体性（エージェンシー）と、教師がチームとなって互いに協働し、子どもの幸せと共に教師の幸せ（ウェルビーイング）を目指すことが明確にされています。

まず真ん中の部分に注目してください（図2）。3つのBとして、「Being、Becoming、Belonging」が書かれています。教師が職業生活において複雑さやあいまいさを乗り越えていくためには、安定性やしなやかさが必要であり、その比喻として錨が描かれています。教師は子どもたちを支援するだけでは



図2 教師の姿

なく、自らも学びの旅に出るということを意味しています。その中心が、「存在、所属感、変化、」として示されています。変化の激しい時代にも専門家としての教師の在り方（存在）として、自らは、望む自己になる確かな自己意識をもつこと、そのためには、目的意識や職業における意味の問い直しが必要になります。そのためには、勤務園において自分が価値ある一員であり、支えられ貢献していると感じられるような、心理的安全性と思いやりや周りの人にも力を与える人間関係、職業倫理やより広いコミュニティとのつながりの意識が大事になります。そして、生涯における学びの専門家として省察をして変化していくことで、新たな課題に取り組む専門家として新たなことにチャレンジして変革していくために、「Anticipation（予期・見通し）-Action（行動）-Reflection（振り返り）」のAARサイクルを回しながら、自ら学ぶとともに、同僚と共に学ぶことが大事にされています。この変化していくことは、常に進化していくものであり、専門家のアイデンティティは、専門家コミュニティやネットワーク化された探究グループの中で築かれていきます。幼児教育の専門家としての自分の自己感や、所属感ももてるような心理的安全性と同時に、日々の実践の中で教師が錨を失わず適切に専門家として進めていくために、何が必要かをこの図を読み解きながら次回も検討をしていきたいと思っています。

保育と子どものおもしろさを伝え、ワクワクを広げる

みんなでつくる園の未来！

保育ナビ

こども・子育て政策が大きく動く今、持続可能な園づくりの役に立つ、「国の動き」「人材育成」「園経営」「保育内容」「子どもの姿ベースの指導計画」「園の多機能化」など必須の情報をお届けします。

＝ B5判 64ページ 定価 1,200円（本体 1,091円＋税 10%） ＝

保育の楽しさ・魅力を
実践事例で紹介！

国の動きを伝え、
持続可能な
園づくりをサポート

本社：〒113-8611 東京都文京区本駒込 6-14-9 <https://www.froebel-kan.co.jp>
ご注文・定期購読のお申し込みは 03-5395-6608 保育事業部 営業支援チームまで

キンダーブックの **フーベル館**

園と家庭をつなぐ新たな扉 —子ども誰でも通園制度を通して—

令和8年度から全国で本格的に実施される「子ども誰でも通園制度」は、子育て家庭と園をつなぐ新たな制度として注目されています。静岡県では、令和6年度より静岡市・浜松市など4市で先行実施され、浜松市内では私立幼稚園5園が参画しました。

本園でもこの事業を実施したところ、予想を上回る利用があり、ニーズの高さを実感しました。「初めて子どもを預けた」という保護者の方が「2時間がとても長く感じた」「自分の時間が持ててほっとした」と語り、職員からお子さんの様子を聞いた際は、安心した表情で迎えらる姿が印象的でした。

継続して利用する子どもたちは、顔なじみの友だちと遊ぶようになり、その様子を伝えると、保護者の笑顔も増えていきます。核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、この制度が家庭と社会をつなぐ大切な役割を果たしていることを実感しています。

この取り組みは、保護者にとってリフレッシュや相談の機会、子どもにとっての初めての社会経験の場であると同時に、園にとっても入園前に子どもや家庭とつながる貴重な機会となっています。当協会としても、この制度の意義を広く伝えながら、今後も地域に根ざした子育て支援を推進してまいります。

(静岡県私立幼稚園協会・副会長、浜松市・湖東幼稚園／山口 崇)

「地球は子どもたちからの 預かりもの」

令和6年5月、尾上県協会会長が全日私幼連会長就任と共に、新たに副会長を1名増の3名体制とし、気を引き締めて歩んだ1年間。

3月臨時総会では、30年間も据え置きをした会費が改定承認を得られ、将来を見据え持続可能な組織運営に向けて足元を固める事ができました。

また、退職社団との連携を一層強化したことで、全国でも数少ない県補助率1000分の36を維持でき、教職員の安心・安定したキャリア形成への支援体制を確保し続けております。

さらに、本年度、県議会への請願時期を6月とし、経常費助成費、設備費補助、処遇改善加算の拡充強化、公定価格の改定などについて、県議会として国に対して意見書を提出していただけるよう強く請願致しました。

国への意見書が、今後は県単位で時期を合わせ「九州はひとつ、全国はひとつ」と「大きな渦」となる事を願います。

今、福岡県が全国に先駆けて推奨する「ワンヘルス（人・動物・環境の健康はひとつという考え方）」の理念は、幼児教育で最も大切にしてきた“五感をフルに使った「原体験」と強く共鳴します。

幼児期の原体験は「深い学び」となり、「不思議だな」「すごいな」「ちょっと怖いけど面白い」などの感情は、「守りたい」「つなげたい」という未来を形づくる行動にもつながります。

～ワンヘルスと幼児教育～福岡県とも手を携えて、いつでも「こどもがまんなか」で、福岡から広がる「福岡発！福岡初！」を発信してまいります。

((一社)福岡県私立幼稚園振興協会・広報委員長、遠賀郡・愛生幼稚園／伊藤亜希子)

編集後記

2024年1月1日の能登半島沖地震から1年半が経過しました。地震の後には水害も重なり、人口流出が加速したことで、統計グラフは急激に下降し、子どもを教育・保育する事業者は危機感を募らせています。

季節は夏を迎え、奥能登の祭りが開催される時期となりました。「夏には若者が帰ってくる」と誇らしげに語る地元の方々。その言葉の通り、ふるさとの祭囃子や風景は人々の郷愁を誘います。ふ

るさを思い、一度転居された方々が再び定住できるような支援や施策が求められるところです。

幼稚園教育においても、地域のイベントや祭りは欠かせない大切な要素です。そして、子どもたちは地域にとってかけがえのない宝です。奥能登の祭りがこれからも受け継がれ、現在の子どもたちが誇りを持ち、将来「この地で子育てをしたい」と思えるふるさととなるような環境づくりを、力を合わせて進めていきたいものです。

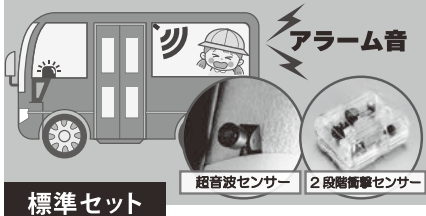
(広報委員・星名裕)

ホーネット 車内置き去り防止システム

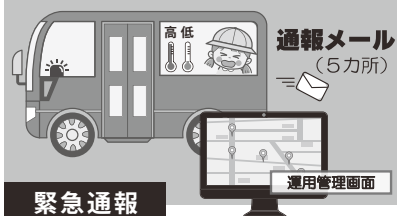
カーセキュリティ機能付き車内置き去り防止システム

- エンジン停止後にブザーが鳴ります。
- 見回りながら後部に設置したリモコンボタンを押してブザーを止めます。

車内センサーが人の動きや振動を検知してアラームでお知らせ！



車両の位置情報や移動履歴などスマホやPCで管理できます。



アナログによる
ヒューマンエラー
防止

デジタルによる
見守り



株式会社 **チャイルド社** コンピュータ部

〒167-0052 東京都杉並区南荻窪4-39-11

ホームページ: <https://www.child.co.jp/>

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じた指導計画

月刊 保育とキャリア

毎月2日 発売



ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2-14 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表